

設楽町地域防災計画の修正の要旨

I 設楽町地域防災計画修正の根拠

■設楽町地域防災計画修正の経緯と方針

市町村地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないとされており（災害対策基本法第42条）、設楽町地域防災計画は令和5年3月に修正を行っているが、今年度も愛知県地域防災計画の本年度修正に合わせた計画の修正を行う。

II 非常配備体制に関する修正事項

1. 林野火災における非常配備体制に関する修正事項

林野火災発生時には第1非常配備準備体制を執るため、修正をする。

<修正箇所>

- 風水害等編 第3編 第1章 第1節 災害対策本部の設置・運営
- 第3編 第18章 林野火災対策

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 8, 24

III 土砂災害防止法*に関する修正事項

1. 津具中学校の閉校に伴う修正事項

今年度末で津具中学校が閉校となるため、修正をする。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第4章 第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 4

※正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

IV その他の修正事項

1. 時点修正

町の高齢化率や原子力発電所の稼働状況に関する記載などを時点修正する。

<修正箇所>

- 地震編 第1編 第2章 第2節 社会的条件
- 原子力編 第1編 第1章 第4節 災害の想定

<新旧対照表>

- 地震編 p 1
- 原子力編 p 1